

# 第18回 農業委員会総会議事録

妙高市農業委員会

## 第18回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年8月30日(金)午後2時00分から午後3時15分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

### 3. 出席委員

#### (1) 農業委員(15名)

会長	9番	安原 義之			
会長職務代理者	16番	市川 政一			
委員	1番	渡邊 春男	2番	東條 進	
	3番	尾島 和幸	4番	加藤 謙太郎	
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子	
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之	
	10番	飯塚 淳一	12番	斎木 壽次	
	13番	山川 政明	14番	霜鳥 勝範	
	17番	尾崎 香			

#### (2) 農地利用最適化推進委員(17名)

石山 清一郎	古川 省治	山本 重和	竹内 則孝	金子 稔
矢坂 信昭	杉原 福栄	飯吉 幸二	石田 実男	堀川 恒一
山下 利秋	内田 吉春	関原 正晴	小島 好市	宮下 紀昭
高田 建治	清水 良恵			

4. 欠席委員 11番 内田 芳昭 15番 小林 征憲

### 5. 提出議題

報告第35号 6月分許可状況について  
報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第37号 農地転用事実確認・農地法の適用を受けない事実確認証明件数報告について  
報告第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について  
議案第33号 妙高市農業委員会委員の辞任について  
議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第36号 事業計画変更承認申請について  
議案第37号 農地法の適用を受けない事実確認願について  
議案第38号 農用地利用集積計画について  
議案第39号 妙高農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について

### 6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

次長 西澤 明夫 係長 望月 幸子 主査 竹田 由之

### 7. 説明のために出席した者

農林課 主事 竹内 風吹

## 8. 会議の概要

事務局

本日、事務局長ですが今日から9月議会が始まりまして、打ち合わせ等が入っており、終わり次第総会に参加することになっておりますので、ご了承願いたいと思います。

合わせまして皆様にご報告させていただきますが、これまで、農地利用最適化推進委員の皆様が出席する総会の進め方について、あいまいな点があり、「農業委員会等に関する法律」や新潟県農業会議に再度確認させていただきました。

本日の案内通知にも記載のとおり、推進委員の皆様には総会での議決権はございませんが、総会において意見を述べるすることができます。

議長が、報告事項及び議案について、農業委員、推進委員の皆様にご意見、質問を求めますので、挙手のうえ、議長の許可を得たのち、発言いただくようお願いします。

それでは、本日の出席委員の報告をいたします。

只今の出席委員は15名でございます。

なお、欠席届出のあった委員は、11番 内田 芳昭委員、15番 小林 征憲委員の2名です。

会長

ご苦労様でございます。

収穫時期になりましたが、雨が続きまして、なかなかはかどらないところで、皆様も困っているところかと思えます。

本日ですが、私は総会までとさせていただきます。15時過ぎから新潟県農業共済組合とイノシシ被害の状況調査があります。申し訳ありませんが、途中から議長を職務代理に交代させていただきますので、よろしく願いいたします。

先日、事務局共々、上越地区協議会で、阿賀野市、会津若松市へ研修に行きまして。どこへ行っても、イノシシの被害が大変多くございまして、電気柵を張って何とかしのいでいるといった状況でございます。

先日の常設審議委員会で、県の予算の報告がございました。ここで、県の農政の方から今年のイノシシ被害について、昨年度よりもかなり予算がついているということで、実態調査を含めて総体的な予算付けをしているという報告でした。個人ごとに電気柵をするのも大変かと思えますので、多面的機能支払交付金等同様に、集落単位で行わなければうまくいかないのではないかと思います。

今後も皆様のパトロールの中でも目を光らせていただきたいと思います。

それでは、総会へ入らせていただきたいと思います。

議長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第18回妙高市農業委員会総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員を指名いたします。今回は、3番の尾島 和幸 委員、4番の加藤 謙太郎 委員、よろしく願いいたします。

今回の報告事項については4件、議案については、7件のご審議をお願いします。

議長

これより、議事に入ります。

まず、報告事項ですが、

- ・報告第35号 6月分許可状況について
- ・報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・報告第37号 農地転用事実確認・農地法の適用を受けない事実確認証明件数報告について
- ・報告第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について

以上、報告事項4件について、事務局の説明をお願いします。

- 事務局 それでは、1ページ、報告第35号 6月分許可状況について、をご覧ください。  
令和元年6月に申請されましたものは、3条申請が4件、ここには、先月報告しました3,000㎡以上の事案2件も含まれております。  
そして、5条申請が4件でありまして、いずれも妙高市農業委員会で許可となっております。
- 次に、2ページ、報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。  
7月に貸付人、借受人の両者から通知されました合意解約は、1件であります。  
解約後の状況については、すでに、先月の総会において、次の方との所有権移転がなされているところであります。
- 次に、3ページ、報告第37号 農地転用事実確認・農地法の適用を受けない事実確認証明件数報告についてです。  
7月に処理しましたものは、農地法の適用を受けない事実確認が2件、法務局からの農地の転用に関する照会が1件です。  
事務局と地区担当委員の現地確認により、現在、耕作されておらず、農地性がないことが確認できましたので非農地と判断いたしております。  
なお、先月の報告で説明させていただきましたが、「農地法の適用を受けない事実確認」につきましては、8月の申請分より議案とさせていただきます。  
この後、議案37号にて上程いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 次に、4ページ、報告第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について、です。  
先月、届出のありました相続件数は6件でありまして、あっせん希望はありませんでした。
- 以上、簡単ではありますが報告について説明させていただきました。  
よろしくお願いいたします。
- 議 長 それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいたします。
- 【質問・意見なし】
- 議 長 無いようですので、報告事項4件については、ご了承いただきたいと思います。
- 議 長 次に、議案第33号「妙高市農業委員会委員の辞任について」を上程します。  
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 5ページ、議案第33号 妙高市農業委員会委員の辞任について、をご覧ください。  
本日、欠席されておりますが、小濁の小林征憲委員から一身上の都合ということで、辞任の申し出がありました。一身上の都合ということですが、体調を崩されたということで、辞任ということになっております。  
8ページをご覧ください。手続きの流れを、少しまとめさせていただいております。  
辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条に、市町村長及び農業委員会の同意を得て、委員を辞任できるということで定められております。  
まずは、市長へ辞表を提出します。市長は、委員の辞任を農業委員会へ諮問し、農業委員長は、農業委員会の総会で委員の辞任を諮るということで、この流れの3番目になり、皆様に辞任についてお諮りさせていただきたいということでもあります。  
この後、皆様からご審議いただいて、仮に総会で辞任の同意を得た場合には、農業委員長は、市長に総会議事録と答申書を提出し、報告する形になっております。

市長の決裁を経て、市長の決裁日を以て辞任日という流れになっております。  
以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

議長 それでは、議案第33号の質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第33号「妙高市農業委員会委員の辞任について」を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第33号については、同意することに決定しました。

議長 私の方から一つお諮りさせていただきたいのですが、今ほど議案審議については同意を  
いただきましたが、妙高市農業委員会の互助会の規約では、10日以上入院は見舞金と  
して5,000円を贈ることになっております。

この後、市長の決裁を経て、辞任が正式に決定となり、入院期間が辞任後という可能性  
がありますが、これまで小林委員さんからは遊休農地の発生防止対策等々、ご尽力いた  
だきましたことから、互助会から見舞金を贈りたいと思っておりますが、皆様からお諮りい  
ただいて、ご同意をいただければそのようにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ありがとうございます。  
それでは、事務局の方で、そのようにしていただきたいと思います。

議長 次に、議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議について」を上  
程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、9ページ  
をご覧ください。

今月の許可申請は、3件です。

1番から3番については、関連がありますので、一括説明させていただきます。

申請地は、3件とも大字西条地内、登記地目は、1番は田が4筆で計9,557㎡、2番  
は田が1筆で655㎡、3番は田が8筆で計20,797㎡、3件の合計が13筆で登記地  
積合計31,009㎡であります。

申請地は、今年度は自ら耕作していたり、利用権設定して他者に耕作管理してもらって  
いる農地であり、利用権設定している農地については合意解約が提出され、今年の刈取り  
後に土地を引き渡されることとなっております。

このたび、3人の譲渡人が高齢となり、将来的に耕作管理することが困難なことから、  
現在、水上地区で規模拡大を図っている譲受人に相談したところ、譲受人と合意に至り、  
これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

以上3件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10

アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。  
1番から3番については、2番の東條 進委員より、よろしく申し上げます。

2 番 1番から3番につきましては、譲受人が同一人であることから、一括補足説明させていただきます。

現地確認につきましては、8月16日に事務局とさせていただきます。

申請地の西条地区につきましては、水上土地改良区の圃場整備地内でございます。譲受人につきましては、平成29年10月の総会の議案で、妙高市西条地区への参入がありまして、許可決定されており、翌年春、4月より、西条の圃場での水稻作付を行っております。現在では、水上地区で規模拡大を図っているところであります。

担当地区の農業委員といたしましても、圃場の作業から管理までの経過を見てきますと、畦畔の草刈り等、大変よく管理されており、先般の班別パトロールにおいても、現地確認をさせていただいております。

また、譲渡人につきましては、事務局の説明通りでございます。農作業と管理ができないために譲受人の申請については、特段問題ないと思われまますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第34号の質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

16番 3番の譲渡人についてですが、これは、所有面積の全部になるのでしょうか。

事務局 譲渡人につきましては、水上地区に他にも所有している農地がありますが、今回は西条地区で圃場整備をされている田んぼのみであります。

16番 他にどの程度、お持ちでいらっしゃるのでしょうか。

事務局 田が約17,000㎡、畑が約4,000㎡、合計約21,000㎡となっております。

議 長 他にありませんか。  
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第34号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については10ページ及び位置図をご覧ください。

今月の許可申請は6件です。

1番と2番については、関連がありますので、一括説明いたします。

申請地は、栗原1丁目地内、登記地目は、1番は畑が1筆、登記地積110㎡、2番は田が4筆、登記地積合計469㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.3をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。譲受人は、同地域内での建売住宅建築できる事業用地を求めていたもので、譲渡人と合意に至った申請地は最適地と判断しました。

譲受人は、申請地を購入し、隣接地と一体で、1番の申請地に住宅1棟、2番の申請地に住宅2棟の建築整備を希望しています。

3番について、申請地は大字関川地内、登記地目：畑が1筆、登記地積142㎡です。

位置図は、資料No.2及びNo.4をご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。譲受人は、花壇兼堆雪場の整備として事業用地を求めていたもので住宅と隣接する申請地は最適地と判断しました。

譲受人は、申請地を購入し、宅地を拡張し、花壇兼堆雪場の整備を希望しています。

4番について、申請地は石塚町1丁目地内、登記地目：畑が3筆、登記地積合計525㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.5をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入し、隣接地と一体で、住宅1棟、カーポート1棟の整備を希望しています。

5番について、申請地は、小出雲3丁目地内、登記地目：畑1筆、登記地積211㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.6をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域商業地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入し、隣接地と一体で、住宅1棟、カーポート1棟の整備を希望しています。

6番について、申請地は大崎町地内、登記地目：畑が9筆、登記地積合計1,154㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.7をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を購入し、隣接する宅地等と一体で、6区画の宅地造成を希望しています。

1、2、6番の譲受人についてですが、建売住宅は全て完売しているということ、妙高市内で宅地造成を実施したところは、売却済若しくは予約が入っているということを確認いたしました。

以上、6件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きますので、担当委員の説明をお願いします。

1番と2番については、7番の宮尾 俊一委員、

3番については、13番の山川 政明委員、  
4番から6番については、17番の尾崎 香委員より、よろしく願います。

- 7 番 1番と2番について、補足説明させていただきます。  
8月19日に事務局と現地確認を行いました。事務局の説明通りで、線路と市道に挟まれた土地でありまして、周りは住宅等作業所、駐車場となっており、特段問題ないと考えますので、ご審議くださいますようお願いいたします。
- 13番 8月19日に事務局と現地確認を行いました。  
譲受人の家の屋根から雪が自然落下し、申請地に入ってしまうようになっておりました。  
草刈りをし、管理されており、特段問題ないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 17番 8月9日に事務局と現地確認を行いました。  
4番について、申請地は事務局の説明通りで宅地化が進んでいる閑静なところであります。  
現地確認と併せて、必要書類を確認したところ、特段問題ないと考えます。  
5番についてですが、4番の現地確認後に実施いたしました。  
申請地は、商業地域にあり周辺には床屋、電気屋、スーパー、病院などが並ぶ地域です。  
関係書類を確認したところ、許可して差し支えないと考えます。  
6番についてですが、19日に事務局と確認を行いました。  
申請地は、事務局の説明通りで周りには介護施設、社寺、食事処、市営住宅などがあり宅地化が進んでいるところであります。現地確認と併せて、関係書類を確認したところ、許可して差し支えないと考えます。  
以上、3点につきまして補足説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第35号について質疑を行います。  
質問、意見等がありましたら願います。

推5番 1番は自動販売機が設置されていたのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。  
農業委員を3年もやっていて、農地だとは思わず反省しているのですが、ことと同じようなところで他にもないでしょうか。車庫等建っているところがあるのですが、転用許可を得て建っているのでしょうか。疑問に思った次第です。  
また、委員になった当初は、農業委員と農地利用最適化推進委員が立ち会って、現地確認をやっていたと思うのですが、最近は農業委員のみとなっています。  
どうしてそうなったのか、お聞きしたいと思います。

議 長 事務局願います。

事務局 自動販売機は、設置されておりません。  
沿線上に、農地があるかということですが、そこは当たってみないとわからないところなので、調べてみたいと思います。  
推進委員さんとの現地確認についてですが、どこかの段階で話があったかと思うのですが、推進委員さんと時間が合わなかったりして、農業委員さんだけで進めることとなり、今は事前に書類をお届けしてはいますが、農業委員さんだけで現地確認させていただいているのが現状であります。



- 推5番 そのような話があったということは、認識していないのですが。
- 議 長 推進委員さんも地元のことならば一番わかっておられると思うので、再度推進委員さんと確認するとともに同行できるのであれば同行していただくということにした方が、ご説明の中にもその旨伝わるのではないかと思いますので、もう一度検討してみてください。
- 議 長 他にありませんか。
- 16番 1番、2番、6番に共通しているのですが、譲受人についてですが、先程売却済とありましたが、売地の看板がかなり立っていると思います。  
契約してあるかどうかは別として、十分注意してください。
- 議 長 他にございませんか  
無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議 長 これより、議案第35号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決  
します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第35号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第36号「事業計画変更承認申請について」を上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第36号 事業計画変更承認申請書審議については、12ページをご覧ください。  
今月の承認申請は1件です。  
本案は、先月7月31日付け妙高市農委5014号で農地法第5条許可を受けた案件  
で、申請地は石塚町1丁目地内で、申請地及び転用面積に変更はありません。  
位置図については、資料No.5をご覧ください。  
当初計画では、当初計画者単独での事業実施としていましたが、許可後に計画を変更し  
当初計画者夫婦共有名義での事業実施に変更したいものであります。  
以上、1件について説明させていただきましたが、やむを得ない事情による変更であり、  
特段問題ないと考えられます。  
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。  
17番の尾崎 香委員より、よろしくお願いいたします。
- 17番 先月の総会では、旦那様だけの申請でしたが、今回は夫婦での申請変更ということで、  
特段問題ないと思います。
- 議 長 それでは、議案第36号の質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。
- 14番 7月31日着工ということですが、工事は始められているのでしょうか。

事務局 事業については、変更ないので着手しておりますが、計画者（施行者）が二人になったというものなので、事業は始まっています。

14番 着工すれば、普通だとそのままで行くかと思うのですが、税金対策なのでしょうか。

事務局 初めに旦那さんの名前で登記し、登記後に奥さんに持分10分の2を譲るとなると、贈与税がかかるということであります。最初から共有名義に変更して登記をすると、贈与税がかからないということで、変更するものであります。

議長 他にありませんか。  
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより議案第36号「事業計画変更承認申請について」を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第36号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第37号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第37号 農地法の適用を受けない事実確認願については、13ページをご覧ください。

今日の確認願は、1件です。

これまでは現地確認後、事務局にて申請者に証明書を発行して、報告案件としておりましたが、例年の農地パトロール後の非農地判断の処理と全く変わらないことから、議決案件に取り扱いを見直しさせていただき、今月から上程させていただくものであります。

位置図は、資料No.4の先ほどの農地法第5条案件の3番の位置の下になります。

申請地は、平成5年に畑や水田の耕作に使用する目的で、自己所有農地をコンクリート舗装して整備し、農道として使用している土地です。

ただし、本来であれば平成5年の舗装整備時に、200㎡未満の農業用施設用地（農道）ということで「農地法施行規則第29条第1号該当届出書」が提出されるべきでありましたが、手続きされていなかったことから、令和元年8月9日付で始末書とともに届出書が提出された案件であります。

今後も、同様に農道として使用される土地であり、農地として復旧することも難しく、農地としての活用は見込めないことを担当農業委員とともに確認しています。

申請地については、農業用施設（農道）として整備使用されている土地で、現地の状況や周囲の環境及び所有者の状況を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第37号の質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより議案第37号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第37号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第38号「農用地利用集積計画について」を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページ 議案第38号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。  
今日は、再設定が3件であります。  
貸付人、借受人の両者合意のもとで、賃貸借料、貸借期間の設定となっております。  
貸付期間については、1番、2番は5年間、3番については、当該地の他に両者の間で  
貸借している圃場があるため、その貸借期間に合わせた設定となっております。  
引き続きの再設定でありますので特段、問題ないと思われます。  
以上、市長への農用地利用集積の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数  
など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、よ  
ろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第38号について質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長 1番の圃場は、どの辺りにあるのですか。  
借受人の現状ですが、農業委員会として何か知りませんか。  
9年前に、私が農業委員だった頃に耕作状況が大変悪いということで、現地を調査させ  
ていただいたことがあり、今も変わらなければ荒地地になっているところが多いと思いま  
す。  
この方の管理地について、少し調べていただいた方がよろしいかと思います。

推5番 今、会長が言われたような管理状況のところはありませんが、減反みたいになっていると  
ころが、何か所かあります。草刈は年に1回以上はされています。

会 長 ちゃんと草刈りされていますか。ひどいところはひどいです。  
近くを通りましたら、見ていただければと思います。

議 長 他にありませんか。  
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第38号「農用地利用集積計画について」を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第38号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 続きます、議案第39号「妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第39号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について 15ページ、16ページをご覧ください。

令和元年8月14日付けで妙高市長より、農業委員会会長宛てに計画変更に対する意見を求められました。

変更内容につきましては、マスタープランの変更と農用地域への編入及び除外となっています。

詳細につきましては、このあと、農林課竹内主事から説明させていただきますが、農業委員会としてこの計画変更について、ご審議いただき、ご意見をいただきたいものでありますので、よろしくお願いいたします。

では、竹内から説明させていただきます。

農林課 農振法の担当をしております、農林課農業振興係の竹内と申します。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第39号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、ご説明いたします。17ページをご覧ください。

本件は、妙高農業振興地域整備計画の本文（マスタープラン）の変更が1件、農用地域への編入が2件、農用地域からの除外が2件の計5件となっております。

はじめに、妙高農業振興地域整備計画の変更についてですが、19ページから21ページをご覧ください。計画中に農業生産基盤の整備開発計画について記載されており、今回の変更では、今後圃場整備事業を計画している「柳井田地区」及び「原通北部地区」の2地区について、圃場整備の手続きにあたり本整備計画に位置付ける必要があることから追加するものであります。なお、21ページは付図となっており、7番及び8番が今回追加するものにあたります。

次に、柳井田地内の編入案件ですが、22ページから24ページをご覧ください。

場所は、大字柳井田の矢代川沿いであり、申請は地元地権者12名からの提出であります。地権者及び耕作者が今後10年以上農地として維持管理する意向であり、編入後は多面的機能支払交付金の対象として継続して維持管理が図られる見込みであることから、当該地の編入について、必要かつ適当であると判断したものでございます。

次に、広島地内の編入案件ですが、25ページから27ページをご覧ください。

場所は、広島1丁目地内であり、申請は和田土地改良区からの提出であります。

広島では平成30年度から県営経営体育成基盤整備事業による圃場整備事業を実施しておりますが、事業実施区域を増やすこととなり、事業の実施にあたって農用地域への編入が必要であるものです。

なお、27ページ付図の緑着色部分が現在の圃場整備事業実施区域、赤色着色部分が今回申請された増加する区域となっております。

本申請は、「農業振興地域の整備に関する法律」第10条第3項第2号により、土地改良事業を行う区域内にある土地は農用地域でなければならないことから、当該地の編入は必要であると判断したものでございます。

次に、柳井田地内の除外案件ですが、28ページから31ページをご覧ください。

場所は、大字柳井田のバイパス沿いであり、申請は株式会社NTTドコモからの提出であります。内容は、携帯電話の中継基地局を増設するため農用地域から除外したいものです。当該地の隣接地には既に中継基地局が設置されていますが、通信料・品質共に十分確保されておらず、利用者から苦情が出ていることから、LTE通信の品質向上の必要が生じたものです。用地の選定にあたっては、新たに新設するよりも既設基地局へ増設する

方が周辺環境等に与える影響が少ないため、増設無線機器用地など必要最低面積を増設する計画としたものです。

なお、電気通信事業法に基づき整備される中継施設については、公益性が特に高いと認められる事業にかかるものと分類され、農用地等とすることが適当な土地に含まれないこととされています。

以上のことから、当該地の除外は必要かつ適当と判断したものでございます。

最後に、大鹿地内の除外案件ですが、32ページから35ページをご覧ください。

場所は、大鹿駐在所の隣であり、申請は農家住宅の建築を希望する方からの提出であります。申請者の現住宅が老朽化していること、冬期間の除雪が悪いことから、新たに住宅を建築することを目的として、当該地を宅地とするために除外を行うものであります。

当該地は田地ですが、開発面積は必要最小限とし、残地については今後も耕作を行う意向であります。また、現在大鹿地内に点在している農機具格納庫を申請地に集約することで、農作業効率が上がり、経営面積が増加し、さらなる農地の維持につながるものと期待されます。

当該地以外では、近隣の農振白地地内での選定を行いましたが、いずれも必要面積や地権者の同意が得られませんでした。当該地は農地のはずれに位置しており、両隣りが宅地と駐車場であり周辺農地に及ぼす影響が少ないこと、県道に面しており、冬期間の利便性が高いことなどを踏まえ選定したものであり、宅地への変更は必要かつ妥当であると判断したものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

【議長交代】 会長から職務代理へ

議長 それでは、議案第39号の質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより議案第39号「妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり、特に意見なしとして、同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、特に「意見なし」として同意することに決定しました。

議長 これで議案の審議については全て終了いたしましたので、第18回農業委員会総会を閉会します。


以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。


妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

議 長

安原 義之 

妙高市農業委員会署名委員

加藤 謙太郎 

妙高市農業委員会署名委員

後島 和幸 